

保険金受取人の法定代理人等による 被保険者故殺における保険者免責

岡 田 豊 基

1. は じ め に

保険金受取人が被保険者以外の者である保険契約に関して、保険金受取人が被保険者を故意に殺害（故殺）した場合につき、最高裁は、昭和42年1月31日判決⁽¹⁾（以下、「【1】最判昭和42年」ということがある。）において、平成20年改正前商法（以下、「改正前商法」ということがある。）680条1項2号の立法理由によると、保険金受取人が被保険者を殺害し、自分も自殺を遂げた場合のように、殺害当時殺害者に保険金取得の意図がなかったときにも、前記法条の適用があり、保険者は保険金額支払の責めを免れると解するのが相当であると判示し、以後、裁判所はこの立場に沿っている。たとえば、保険契約者および保険金受取人が法人であって、法人の取締役が被保険者を故殺した事案について、最判平成14年10月3日⁽²⁾（以下、「【6】最判平成14年」ということがある。）は

(1) 民集21巻1号77頁，判時475号54頁，判夕204号116頁。判批，中西正明・民商57巻2号250頁（1967年），下飯坂常世＝伊達昭＝海老原元彦＝久野盈雄＝廣田壽徳・商事法務413号391頁（1967年），鴻常夫・法協85巻2号237頁（1968年），同・商法（保険・海商）判百108頁（1977年），同・商法（保険・海商）判百（第2版）106頁（1993年），西嶋梅治・ジュリ増刊（昭和42年度重要判例解説）191頁（1973年），大澤康孝・生保判百152頁（1980年），家田崇・保険法判百168頁（2010年）。

【1】最判昭和42年の立場を踏襲して判示している。ただ、保険金受取人が自然人である保険契約において被保険者が故殺された事案では、殺害のケースがさまざまであるなどによって、裁判所は事案ごとの判断が求められる。近時、保険金受取人の親権者による被保険者故殺への関与が伺えることから、保険金支払の可否が争われた事案について、名古屋高判平成21年4月24日⁽³⁾【9】および同平成24年3月23日⁽⁴⁾【11】において、高等裁判所レベルでの判断が下されているが、この場合、どのような理論構成および判断基準によるかについて、いまだ確立した判例学説がない状況である⁽⁵⁾。

そこで、保険金受取人が自然人である保険契約において、改正前商法680条1項2号に相当する保険法（以下、保険法の規定は条文だけとする。）51条3号あるいは80条3号に基づき保険者免責となる保険金受取人の範囲について検討する。

(2) 民集56巻8号1706頁，裁時1325号4頁，判時1804号122頁，判タ1109号139頁，金商1166号17頁，最判集民事208号79頁。判批，石原全・ジュリ1246号103頁（平成14年度重要判例解説）（2003年），山下典孝・判タ1115号77頁（2003年），後藤元・法協121巻2号164頁（2004年），高部眞規子・法曹時報56巻12号168頁（2004年），同・最高裁時の判例3私法編2 53頁（2004年），藤田勝利・リマークス28号114頁（2004年），丸地明子・判タ1154号（平成15年度主要民事判例解説）150頁（2004年），榊素寛・商事法務1802号45頁（2007年），藤田友敬・保険法判百170頁（2010年），花房一彦・立正法学論集47巻2号225頁（2014年）。

(3) 判時2051号147頁。判批，福田弥夫・石田満編『保険判例2010』303頁（2010年）（保毎2010年3月24日4頁〔2010年〕），同・事例研レポ284号1頁（2015年）。

(4) LEX/DB2012WLJPCA0326013。判批，林賢一・ひろば66巻10号64頁（2013年）

(5) 山下友信＝永沢徹編著『論点体系 保険法2』157頁（第一法規・2014年）（山下友信筆）。

2. 保険金受取人による被保険者故殺に関する主な判例

(1) 主な判例にみる保険金受取人による被保険者故殺のケース

保険金受取人あるいはその関係者が被保険者を故殺したとされる事案に関する主な判例を概観すると、被保険者を故殺したとされる者が、保険金受取人に指名された自然人である場合および保険金受取人に指名された法人の関係者である場合に大別できる。前者は、さらに、自然人が故殺した場合、被保険者を殺害した保険金受取人が保険金請求権を相続によって取得した後の譲渡の可否が争われた場合、保険金受取人の親権者が故殺に関与したとされる場合などに分かれる。

本稿において、保険金受取人の法定代理人等が被保険者故殺に関与したとされる場合における保険者免責について検討するにあたり、保険金受取人あるいは関係者が故殺したとされる事案に関する主な判例を概観する。また、保険金受取人に指名された自然人が故殺したとされる場合について判示した【1】最判昭和42年、および保険金受取人に指名された法人の取締役が故殺したとされる場合について判示した【4】最判平成14年からは、本稿における課題を検討するにあたり有益な理解を得ることができるのではないかと考えるので、これらも併せて検討する。その上で、保険金受取人の法定代理人等が被保険者故殺に関与したとされる事案に関する裁判例をみながら、保険金受取人が自然人である場合において保険者免責となる保険金受取人の範囲について検討する。

(2) 判例の概観

【1】最判昭和42年1月31日（保険金受取人による故殺）

<事実の概要>

Aは、Y生命保険会社（被告・被控訴人・被上告人）との間で、被保険者をA、死亡保険金受取人を夫Bとする生命保険契約を締結した。BはAを殺害し、その直後に自殺した。Bの相続人として権利義務を包括承継したX（原告・控訴人・上告人）が、Aの死亡でBが保険金請求権

を取得し、Bの死亡で保険金請求権を相続によって取得したとして、Yに対して保険金の支払を請求した。Yは、BがAを殺害していることを理由として、改正前商法680条1項2号によって免責されるとした。

⁽⁶⁾第1審は、被害者の意思に基づくか否か、保険金取得の意図を有するか否かに関係なく死の結果を予見しつつ発生せしめ、ないし発生を容易ならしめた者が、死の結果の発生を原因として保険金を請求することは、射倖契約たる保険契約の本質に反するから、これを是認できないとして、Xの請求を棄却した。第2審も⁽⁷⁾ほぼ同様の理由でXの控訴を棄却した。
＜判旨＞棄却。

改正前「商法680条1項2号、2項は、保険金額を受け取るべき者が故意に被保険者を死に致したときは、保険者は保険金額を支払う責に任ぜず、ただ積立保険料を保険契約者に払い戻すことを要すると規定している。同条の立法理由は、被保険者を殺害した者が保険金額を入手することは、公益上好ましくないし、信義誠実の原則にも反し、保険の特性である保険事故の偶然性の要求にも合わないところにあると考えられる。したがって、保険金受取人が被保険者を殺害し、その直後に自分も自殺を遂げた本件の場合のように、殺害当時殺害者に保険金取得の意図がなかつたときにも、前記法条の適用があり、保険者は保険金額支払の責を免れると解するのが相当である。」

【2】名古屋地判昭和59年8月8日⁽⁸⁾（保険金受取人に指名された法人の代表者による故殺）

＜事実の概要＞

X生命保険会社（原告）は、Aとの間に、Aの代表取締役Bを被保険

(6) 大阪地判昭和39年8月17日下民集15巻8号2011頁。

(7) 大阪高判昭和41年5月27日民集21巻1号83頁。

(8) 判時1168号148頁、判タ553号204頁。判批、下飯坂常世＝馬瀬隆之＝安部隆・商事法務1063号判例1373頁（1985年）、今井薫・判タ614号21頁（1986年）、石田満・ジュリ903号101頁（1988年）、洲崎博史・商法（保険・海商）判百（第2版）110頁（1993年）。

保険金受取人の法定代理人等による被保険者故殺における保険者免責

者、Aを保険金受取人とする生命保険契約と、Bの妻Cを保険金受取人とする生命保険契約を締結した。本件約款には、保険契約者または保険金受取人が被保険者を故殺した場合は保険者は免責される旨の定めがある。その後、代表取締役がDが就任したが、Dと取締役であるE・Y₁（被告）・Y₂（被告）ら4名は、Bを殺害して保険金を詐取しようと共謀し、縊死自殺に見せかけてBを絞殺した。XがA・Cに保険金を支払った後、Bの死亡は4名の殺害によるものであることが判明した。Xは、本件殺人は免責事由にあたり、義務なき支払により損害を受けたとして、Y₁・Y₂に対して損害賠償を請求した。

<判旨>認容。

約款が保険契約者または保険金受取人による被保険者故殺を免責事由としている趣旨は、「かかる行為は社会的に容認されない行為で保険事故の偶然性の要求に反し、かつこの場合にも保険者が保険金の支払義務を負うとすることは公序良俗違反であり、保険契約の射倖的性質に照らし保険契約の関係者に要求される信義誠実の原則に反するという点にある。法人は本来その目的の範囲内においてのみ行為をなしうるものであって、被保険者故殺というが如き社会的に容認されない行為はその目的の範囲内にあるということとはできず、従って前記約款の適用の余地は考えられないから、前記約款をその文言どおりに解することは無意味という他ないこと、また、保険者が本件生命保険契約を締結するに際し右のような不利益を前向きに容認していたものと解することは、保険者の合理的意思の解釈として妥当性あるものということとはできないこと、以上を総合して考えると、本件は前記免責の趣旨に照らし、法人の機関である取締役等の地位にある者の被保険者故殺で法人による被保険者故殺と評価できるものをもって免責事由としていると解する」。本件の場合にも、「保険者が保険金の支払義務を負うとすることは明らかに公序良俗違反であり、信義誠実の原則に反するといわなければならないから、本件においては、Dの被保険者故殺をもってA社の被保険者故殺と評価し、保

險者に対し保険金支払義務を免責させるのが相当である。」

【3】大阪地判昭和62年10月29日（親権者の故殺への関与）⁽⁹⁾

<事実の概要>

Y₁（被告）の妻Aは、X₁～X₃生命保険会社（原告）との間で、被保険者をAまたは子B、保険金受取人をBとする4件の生命保険契約を締結した。AがC運転の自動車に同乗中に死亡したため、XらはBに保険金を支払った。その後、Y₁はAを生命保険に加入させたいと殺害して保険金詐取を企て、この計画を打ち明けられたY₂（被告）がAにXらの外務員を紹介するとともに、Cに報酬を与えることを約してA殺害を依頼し、CはY₁の命令でAを同乗させた自動車をダム内に水没させAを殺害したが、Cも死亡したことが判明した。Xらは、Y₁はAをして本件契約を締結させたものであり、Bは当時2歳でY₁の庇護の下にあることに照らすと、実質上はY₁が保険契約者・保険金受取人であるから、Y₁がAを殺害したものとして改正前商法680条により免責されるにもかかわらず、Y₁らの行為により支払を余儀なくされたとして、Y₁・Y₂・Cの妻Y₃（被告）およびCの子Y₄～Y₆（被告）に損害賠償を請求した。

<判旨>一部認容、一部棄却。

「Y₁はY₂と共謀してAを殺害して保険金を詐取する目的で、Aをして保険金受取人をBとする本件保険契約を締結させたこと、Bは当時2歳と年少でY₁の庇護のもとにあり、実質上はY₁が右保険金の受取人にほかならないことが認められるから、Xらは（改正前）商法680条により本件保険契約の保険金支払を免責される」。Y₁・Y₂は、Cと共謀し、Aを殺害して保険金を詐取しようと企て、Aをして保険契約を締結させ、Aを殺害した結果、Xらは保険金支払義務がないのに保険金を支払い、損害を被ったのであるから、Y₁・Y₂はXらに対して共同不法行為に基

(9) 生判5巻172頁。判批、岩崎稜・生保判百（増補版）242頁（1988年）、久保田光昭・保険法判百172頁（2010年）。

保険金受取人の法定代理人等による被保険者故殺における保険者免責
づく損害賠償責任を負う。

【4】札幌地判平成11年10月5日⁽¹⁰⁾（保険金受取人に指名された法人の関
係者による故殺）

<事実の概要>

X（原告）は、Aが実質的に全額出資して設立した株式会社である。Xの代表取締役には、当初はCが就任し、その後Dが就任したが、経営の実権はAが握っており、Aは、Xの実質的オーナー経営者の地位にあった。Aは、肝臓病を患ったことから、Xの経営を実弟Bに任せることとし、平成6年10月20日付けで、Bを代表取締役に就任させ、自らは取締役に就任した。Xは、平成8年7月1日、Y保険会社（被告）との間で、被保険者B、死亡保険金受取人Xとする生命保険契約を締結した。本件契約には、死亡保険金受取人および保険契約者が被保険者を故殺したときは、死亡保険金を支払わない旨の特約が付されていた。AはXの経営をBに委ねた後も経営に関してBに指示を出し、Bもしばらくの間は従順な態度を示していたが、平成8年3月頃からAの指図を疎ましく思うようになった。同年8月頃、Aは、BのXの実権を奪う意図に気づくことなく、A所有のX株式をBに譲渡し、自らは取締役名誉会長から代表権のない相談役に退いたところ、Bに騙されたことに気づき、Xの実権を取り戻すにはBを殺すしかないとして、Eら2名と共に謀のうえ、平成9年5月16日、Bを殺害した。Aは、2日後、役員会を開催し、自らが代表取締役に就任する旨を宣言し、Xの役員らが異議を唱えなかったため、同月20日付けで代表取締役に就任した。このとき、X株式はBおよびその妻Fの名義となっていたため、Aは、自己名義に戻すことを計画したが、実現しなかった。同年6月30日、Aは、B殺害などの被疑事実で逮捕され、同日付けで代表取締役を解任された。平成10年2月27日、Aは、殺人などの罪で、名古屋地方裁判所において懲役15年の判決を受

(10) 判タ1059号187頁、金判1079号32頁。判批、西嶋梅治・銀法21・575号56頁（2000年）。

けた。同年5月31日時点でのXの株主は、F・G・Hの3名である。

Xは、Yに対して保険金の支払を請求したところ、Yは、改正前商法680条1項2号・3号あるいは本件特約に基づき、支払を拒絶した。そこで、Xは、AのB殺害行為につき、XによるBの故殺とは評価できないとして、死亡保険金の支払を求めて提訴した。

<判旨>棄却。

改正前商法680条1項の文言に照らすと、本件免責条項と同趣旨の規定と解することができる。保険事故招致免責規定の趣旨は、保険金受取人が被保険者を殺害した場合に、「その死亡を原因として保険金を受け取るという経済的利得にあずかることができるとか、あるいはまた、保険契約者が被保険者を殺害した場合に、なお保険者がその死亡を原因とする保険金請求を拒絶することができないとするのは、公益上好ましくないし、契約法を支配する信義誠実の原則にも反すること等にある」(最高裁昭和42年1月31日判決)。

保険契約の解釈の観点から見ても、「保険契約当事者間の衡平の見地に立脚して、すなわち、保険金受取人又は保険契約者の故意による保険事故招致は著しく高度な危険であるため、保険者は、通常このような異常な危険を引受ける意思を有しないから、このような主観的に危険な事実を除外して保険を引き受けたと解するのが当事者間の衡平に適すると説明することもできる」。免責条項の趣旨をそのように解する限りは、免責条項で除外している事由は、「公益上、信義則上の見地、あるいは、契約当事者間の衡平の見地から、保険金受取人又は保険契約者が故意により保険事故を招致したときと同視し得ると評価することができるような場合をも当然に包含しているものと解する」。「保険契約者兼保険金受取人が法人である場合には、その契約解釈上も、法人を実質的に支配し、あるいは、保険金の受領による利得を直接享受する者が故意によって保険事故を招致した場合には、代表権限を有する者がした場合とは別に、その法人による保険事故招致と評価することができる」。「保険事故発生

保険金受取人の法定代理人等による被保険者故殺における保険者免責

当時における保険事故招致者の保険金取得の目的の有無，あるいは，保険契約の存在についての知不知により，本件各免責条項の適用の有無が左右されるべきものではないことは，その条項の前記のような趣旨に照らし，当然のこと」である。

XとAとの密接な関係に照らすと，AによるBの殺害は，これをもって法人であるXによる保険事故招致と評価することができる。「Aは，Xの資本金全額を出資し，永らくその実権を掌握して経営方針や人事を専断してきた。」「AがBを代表取締役とし，その経営をBに委ねた後にも，Bに出し抜かれた平成8年8月まではBの要請によりXの経営に必要な資金を提供したりする一方，終始Xからは多額の給与を得るなどの利得にあずかっていた。」Aは，Bに出し抜かれた後には，「BがAの影響力を排除しようと画策したこともあって，もはやXを支配することができない状況に陥ったが，なおXの取締役の地位を有し，Bも時にはAの機嫌を取ったりその力を頼りにしたりしたこともあって，Bを除けばなおXにおける影響力を持ち得る地位を保持していた。AがBを殺害したのも，それによってXを再び支配しようとしたためであり，Bを殺害しさえすればAが再びXを支配することができると考えていたからにはほかならない。現に，Bの死後直ちに開かれた関係者の協議においては，Xの役員選任に関するAの意見に反対することのできる者は，Bの妻を含めて誰もいなく，以後，Aは以前にもましてXを私物化していったことに照らしても，Bを殺害すればXを再び支配することができるとのAの考えが正しかったことを物語っている。こうして，Bの死亡と同時に，Aは，平成8年8月以前のようなXを支配する地位を回復するに至ったと評価することができる。」「AによるBの殺害という保険事故は，その発生と同時にAが再びXを支配することができるようになるという関係にあった」。免責条項の趣旨に照らせば，「本件の保険事故の前後を通じて会社を実質的に支配する者と，本件の保険事故によって直ちに会社を実質的に支配することができるようになる者との取扱いを異にすべき合

理的理由は見出すことができない。したがって、殺害の着手の時点でこそAはXを支配していたとはいえなかった」「とはいえ、殺害に伴ってXを再び支配し得るようになり、保険事故発生による利得を直接享受し得る立場に立つという当時のAのXにおける地位に鑑みれば、」「本件の保険事故発生の時点において、AはXを実質的に支配していた者と同視し得る地位にあったと評価することができる。また、このようにXを再び支配するようになったAが保険金の受領による利得を直接享受する者であることは、自明の理というべきである。」「保険金請求権は、保険事故の発生と同時に発生する権利であって、本件各免責条項の適用の有無もその時点を基準に判断すべきものであるから、保険事故発生の時点で、本件各免責条項に該当する場合に当たると判断される以上は、その後の保険契約者ないしは保険金受取人に生じた事由によってその判断に消長を来すべきいわれはない。」

【5】東京地判平成11年10月7日⁽¹¹⁾(保険金受取人に指名された法人の関係者による故殺)

＜判旨＞棄却。

保険金受取人ないし保険契約者が被保険者を故殺したときには、Yは免責されるとする本件特約の内容は、改正前商法680条1項2号、3号と同じであり、「その趣旨は、保険金受取人あるいは保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときにまで、保険金請求を認めることは、そのこと自体が公益に反するだけでなく、保険金を取得するために被保険者の殺害を誘発せしめるおそれがある点においても公益の見地から許されないこと、偶発的な被保険者の死亡に対し保険金を支払うことを内容とする保険契約の射幸契約的性質に照らして、特に要請される信義誠実の

(11) 判タ1023号251頁，金判1079号40頁。判批，西嶋・前掲注(10)56頁，遠山聡・ジュリ1218号139頁(2002年)。【4】と【5】は，保険会社が異なるだけで，同一の事実を前提とした生命保険金請求の事案であることから，【5】では＜事実の概要＞を省略する。

保険金受取人の法定代理人等による被保険者故殺における保険者免責

原則に反し、また、保険の特性である保険事故の偶然性の要求にも合わないことにある。」「法人である会社が保険契約者及び保険金受取人となっている場合において、会社の取締役が被保険者である会社の代表取締役を殺害した場合に、保険者が、（改正前）商法680条1項2号、3号あるいは本件特約によって免責されるかどうかは、当該取締役の当該会社における地位や影響力、さらには被保険者を殺害するに至った動機あるいは経緯、殺害後の当該取締役の行動等に照らし、右免責規定の趣旨からみて当該取締役と当該会社を実質的に同一とみることができるか否かという観点から検討されるべきである。」

本件で「Xに被保険者Bの死亡による保険金が支払われることを認めることは、実質的なXのオーナーであるAを利することにもなりかねず、公益上も妥当性を欠くと言わざるを得ないし、また、右のように被保険者を殺害しこれによってAが実質的にXの支配権を回復したという事情のもとで、Xに保険金請求を認めることは、信義誠実の原則に照らしても相当とは言えないし、さらには、保険事故の偶然性の要求にも合わないというべきである。そうであるとすれば、Aが被保険者であるBを殺害した行為は、（改正前）商法680条1項2号、3号の規定あるいは本件特約の趣旨に照らして、保険契約者兼保険金受取人であるXが被保険者であるBを殺害した行為と同一視できる。」「Aが保険契約の存在を認識していなかったとしても、本件においてXに保険金取得を認めることは、公益に反し、また信義誠実の原則あるいは保険事故の偶然性の要求にも合わないというべきであるから」、「この点に関する主張は結論を左右するものではない。」

【6】最判平成14年10月3日（保険金受取人に指名された法人の関係者による故殺）

<事実の概要>

X有限会社（原告・被控訴人・被上告人）は、Y生命保険会社（被告・控訴人・上告人）との間で、被保険者を代表取締役A、保険金受取人を

Xとする定期保険契約を締結した。保険契約には、被保険者が、保険契約者または保険金受取人の故意により死亡した場合には、Yは免責される旨の条項が含まれていた。Aは、妻Bにより頭部を殴打され、脳挫傷で死亡した。事故当時、Xの取締役は、A、B、長男CおよびAの弟Dの4名であったが、Aが業務を支配していた。Bは、もっぱら従業員の給与計算や社会保険関係の事務を担当していた。Bは、手形帳、印鑑および権利証等を保管する金庫の鍵をAと2人で所持し、毎日出勤して上記の事務手続を行い、借入れの切替えを行うために取引銀行と交渉し、手形を振り出したりして資金調達に関与し、決算の際にはAと税理士事務所に同道していたが、その役割は、Aが会社を運営していく上で必要な業務の補助的性質のものにすぎなかった。事故前年の役員報酬の年額は、Aが1,140万円、Bが660万円、Dが564万円、Cが266万円、事故当時のXの資本の総額は1,500万円で、出資額はAが820万円、BDが各160万円、Cが100万円等であった。

XがYに対して保険金の支払を請求したところ、Yは、本件事故は免責条項に該当するとして拒絶した。⁽¹²⁾ ⁽¹³⁾第1審、原審ともにXの請求を認容したため、Yが上告した。

<判旨>棄却。

本件免責条項は、改正前商法680条1項2号本文・3号の規定と同旨であり、「その趣旨は、生命保険契約において、保険契約者又は保険金受取人が殺人という犯罪行為によって故意に保険事故を招致したときにも保険金を入手できるとすることは、公益に反し、信義誠実の原則にも反するものであるから、保険金の支払を制限すべきであるというところにある」(最高裁昭和42年1月31日判決)。免責条項の趣旨に照らして、第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価できる場合をも含む。「したがって、保険

(12) 熊本地判平成12年12月7日民集56巻8号1727頁。

(13) 福岡高判平成13年11月29日民集56巻8号1737頁。

保険金受取人の法定代理人等による被保険者故殺における保険者免責

契約者又は保険金受取人が会社である場合において、取締役の故意により被保険者が死亡したときには、会社の規模や構成、保険事故の発生時における当該取締役の会社における地位や影響力、当該取締役と会社との経済的利害の共通性ないし当該取締役が保険金を管理又は処分する権限の有無、行為の動機等の諸事情を総合して、当該取締役が会社を実質的に支配し若しくは事故後直ちに会社を実質的に支配し得る立場にあり、又は当該取締役が保険金の受領による利益を直接享受し得る立場にあるなど、本件免責条項の趣旨に照らして、当該取締役の故意による保険事故の招致をもって会社の行為と同一のものと評価することができる場合には、本件免責条項に該当する。」よって、BがXを実質的に支配しまたは事故後直ちにXを実質的に支配し得る立場あるいは保険金受領による利益を直接享受し得る立場にあったといえず、Bの殺害行為をもってXの行為と同一のものと評価することはできない。

【7】東京高判平成18年10月19日⁽¹⁴⁾（被保険者を殺害した保険金受取人が保険金請求権を相続によって取得した後の譲渡）

<事実の概要>

Aは、Y損害保険株式会社（被告・控訴人）との間で、自己を被保険者とする傷害保険契約を締結した。死亡保険金請求権は、Aの法定相続人B（父）とC（母）に1,000万円ずつ帰属する。Aは死亡したが、Aを殺害した容疑でBが逮捕され、Bは有罪判決を受けた。本件約款3条1項2号には、保険金を受け取るべき者が故意に保険事故を招致した場合には保険金を支払わない、ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではない旨の記載がある。Cは保険金請求権を行使しないまま死亡した。

(14) 金判1255号6頁。判批、甘利公人・損保研究69巻2号287頁（2007年）、堀井智明・法学研究80巻10号105頁（2007年）、武知政芳・リマークス36号110頁（2008年）、後藤元・ジュリ1380号128頁（2009年）、福田弥夫・金判1336号236頁（2010年）、志田惣一・保険法判百174頁（2010年）。

Cの法定相続人は、Bおよび兄弟姉妹 $X_1 \cdot X_2 \cdot X_3$ （原告・被控訴人）である。Xらは、Yに対して保険金の支払を求めたところ、Yは、Cに帰属した1,000万円からXらの相続分として250万円を支払ったにすぎなかった。その後、Bは、Cから相続した750万円の保険金請求権をXらに譲渡することに同意した。Xらは、Cが取得した保険金請求権をBが相続し、Bから譲り受けたとして、Yに保険金の支払を求めたが拒否された。

原審⁽¹⁵⁾は、Yが免責されるのは、Bが受け取る部分（1,000万円）のみであるとしつつ、免責条項の趣旨からすれば、事故を惹起せしめた行為者については保険金を受領することは許されないから、Cの死亡で保険金請求権をBが相続してもこれを行使できないが、Bが他の相続人に譲渡した場合には、譲受人は行使することができ、そのように解さないと、Cに発生した保険金請求権が、同人の行使前に亡くなったという偶然の事情により、Yが大部分の支払を免れることは不合理であるとして、Xらの請求を認容した。

<判旨>棄却。

「本件保険契約は、保険者が、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して保険金を支払うものであり」、
「保険金を受け取るべき者が故意により保険事故を生じさせた場合は、これを偶然な事故ということとはできないことはもとより、保険契約に伴う射倖性の危険の現実的な現れというべき事態であり、本件保険約款3条①（2）本文はいわば当然の事理を規定している」。改正前「商法においても、保険金受取人の事故招致について、保険者の免責を認めている（同法641条、680条）。ただし書は「保険金受取人が複数ある場合には、当該者の中に同条①（2）本文に該当する者があっても、他の者の保険金請求権には影響しないものとし、保険金受取人の事故招致につい

(15) 東京地判平成18年6月28日金判1255号12頁。

保険金受取人の法定代理人等による被保険者故殺における保険者免責

ては、属人的な考え方をとっている。」したがって、他の保険金受取人について「発生した保険金請求権は、独立した財産権として相続財産を構成し、相続により相続人に承継され、また、差押えの対象財産ともなる」。「保険金請求権を相続した者が保険事故を招致した者であるときについて、本件保険約款は何らの規定も置かず、(改正前)商法その他の法令においても特段の定めを置いていないから、本件保険約款の趣旨も含め、民法の一般条項に照らして、事故招致者において当該保険金請求権を行使することを妨げる特段の事情がない限り、上記の原則に従い、事故招致者であっても」、「保険金請求権を相続し、その行使又は処分をすることができ、また、保険金受取人の相続債権者あるいは事故招致者固有の債権者が保険金請求権を差し押さえることも」できる。

本件保険金請求権はCに発生し、Bが相続したものであり、「特段の事情がない限り、Bによる保険金請求権の行使を制限し、又はその処分の効力を否定」することができない。しかし、「Bが被保険者であるAを殺害し、これによって有罪判決を受けた事実は認められるものの」、「殺害の動機は明らかでなく、保険金目的の殺害と認めるに足りる事情はなく、Cの死亡についても、Bの行為が直接影響しているとの事情もうかがえず、BからXらへの債権譲渡についても、その譲渡人及び譲受人それぞれの動機、対価の有無等についても不明である」。このほか、Bにおいて「発生した保険金請求権を相続した上、それを行使し、又は処分することを妨げる特段の事情を認めるには至らない。したがって、Bの本件保険金請求権の譲渡の効力を否定することは困難であり、Xらの本件保険金請求権の行使を妨げる理由はない。」

【8】名古屋高判平成21年4月24日（親権者の故殺への関与）

<事実の概要>

X₁～X₄（原告・被控訴人）の父Aは、平成3年8月1日、Y₁生命保険会社（被告・控訴人）との間で、被保険者をA、保険金受取人をX₁・X₂とする、死亡保険金5,000万円、災害死亡保険金1億円の生命保

険契約を締結した。さらに、Aは、平成16年8月17日、Y₂損害保険会社（被告・控訴人）との間で、被保険者をA、死亡保険金受取人を法定相続人、死亡保険金3,000万円、支払事由が被保険者への加害を目的とする第三者の作為による傷害の場合には6,000万円の海外旅行傷害保険契約を締結した。

Aは平成元年にBと結婚し、X₁（平成3年5月出生）、X₂（同5年12月出生）、X₄（同9年9月出生）の子供がいる。X₃は平成元年9月にフィリピンで出生し、平成12年2月にAが認知している。AとBは平成10年9月に離婚したが、X₁・X₂の親権者をA、X₄の親権者をB、X₃についてはA・Bを共同親権者とした。AとBは離婚後も同居していたが、平成16年5月、Aは家庭裁判所にX₄の親権者変更を申し立てた。その頃から両者は別居を始め、同年6月にBはX₄を連れてフィリピンへ帰国し、7月にはX₃もフィリピンへ呼び寄せた。Aは、同年8月18日、フィリピンで殺害された。平成17年1月5日、BがX₁～X₄の親権者となり、Y₁・Y₂に対して保険金請求をしたところ、Y₁はA殺害にBが関与した蓋然性がきわめて高いとして、Y₂は本件保険事故が偶然のものか否かに関し疑問があるとして、支払を拒絶した。Y₁の約款6条1項2号には、死亡保険金を支払わない場合として、被保険者が「死亡保険金受取人の故意により死亡した場合」が、Y₂の約款3条1項2号には、保険金を支払わない場合として、傷害が「保険金を受け取るべき者の故意」により生じた場合があげられている。Xら4名が保険金の支払を求めて訴えを提起した。

⁽¹⁶⁾ 原審は、BはXら4名の母親であり、Aの死亡後にはXらを監護し、財産管理をする者であるから、Bが第三者に依頼し、Aを殺害させたのであれば、BがXらの法定代理人として保険金請求をする本件においては、実質的にみて保険金受取人Xらによって保険事故が招致されたのと

(16) 名古屋地判平成20年2月21日判例集未登載。原審の判旨は、福田・事例研レポ・前掲注(3)1頁～2頁による。

保険金受取人の法定代理人等による被保険者故殺における保険者免責

同一の評価をすることができ、免責条項によって支払を免れることから、BがAの殺害に関与している等と関係者が述べたことは認められ、Yらは、複数の関係者がBの関与を述べていることが異常であり、Bが第三者をしてAを殺害したことを推認すると指摘しており、Bの親族を中心として、BがAの殺害に関与していると述べていることは疑わしい事情といえるが、客観的な裏付けがない本件では、BがAの殺害に関与したとの事実を推認できない等として、Bが第三者をしてAを殺害させたことを認めるに足りず、保険金の支払は認められると判示した。

<判旨>棄却（確定）

免責条項の趣旨は、改正前商法680条1項2号・641条の趣旨と同様に、「被保険者が保険金受取人の故意行為によって死亡した場合や、保険事故が保険金受取人によって招致された場合に保険金受取人に保険金の受け取りを認めることは、公益に反し、信義誠実の原則にも反するのでこれを認めない趣旨であることからすると、保険事故が保険金受取人自身の故意行為によって発生した場合でなく、第三者の行為によって発生した場合でも、その第三者の行為が保険金受取人の行為と同一に評価できる場合にも」、免責条項の適用を認める余地はある。

事故発生時、「X₃は14歳、X₁は13歳、X₂は10歳、X₄は6歳といずれも学齢に達していたことからすると、Xらにおいて、本件保険金の受取人が自分達であり、自分達の保険金であることを認識」できたものと認められ、「現時点ではBはXらの親権者ではあるが、本件事故発生当時は、被控訴人X₁及びX₂の親権者はAであり、同被控訴人らはAとともに日本において生活していた者であることからすると、本件保険金の実質的取得者がBであるとまでは認め難く、また、Bの行為を被控訴人らの行為と同一に評価することはできない。しかも、本件各保険契約はBが本件保険事故の発生を予期してAに締結させたものであるとの事情を窺わせるような証拠はなく」、「AがXらのことを考えて保険契約を締結したものであることが窺われることなどからすると、Xらによる本件

保険金の受取りを否定することは、保険契約者であるAの意思に明らかに反し、また、Xらの利益を著しく侵害するものであって、相当とは認め難い。」

(17)
【9】 岐阜地判平成23年3月23日（親権者等の故殺への関与）

<事実の概要>

Aは、姉Bとその夫であり、生まれた頃から面識があるCの家族（BとCは、昭和61年に婚姻し、平成2年に協議離婚し、平成8年に再婚し、本件事後の平成22年に離婚している）、Cの友人Dとその家族の9名で海外旅行を計画した。旅行の企画、申込および旅行代金の支払等の手続はC・Dが行った。Cらは、旅行代金を抑えるために6月平日に旅行を行うこととした。Aらは、出発日、空港内の保険カウンターに赴き、Y損害保険会社（被告・被控訴人）に海外旅行保険の申込を行った。Y担当者は、定型プランのうち最も高額なデラックスプラン（死亡保険金額7,500万円）を案内した際、Bが「そんなに高いのは必要ない」旨述べたため、より低額なエコノミープランを勧めたところ、Dが「自分が全員分の保険料を支払うから」と言い、デラックスプランの海外旅行保険契約をA・C・Dの3名が代表して申し込み、DがAら9名分の保険料54,670円を支払った。ところが、Dがより保険金額の高いプランを要求したことから、Y担当者は定形外プランである死亡保険金額1億円のものを勧め、Dはこれに変更する旨を申し入れて保険料の差額合計額を支払い、A・C・Dの3名が保険契約書に署名して海外旅行保険契約を締結した。本件保険契約の特約条項は、「当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しては、傷害死亡保険金を支払いません」と規定し、保険契約者または被保険者の故意、傷害死亡保険

(17) 判時2110号131頁，自保ジャ1846号164頁。判批，土岐孝宏・法セ682号131頁（2011年），深澤泰弘・損保研究73巻4号249頁（2012年），堀井智明・法学研究85巻1号141頁（2012年），小川聖史・共済と保険54巻6号32頁（2012年），遠山聡・ジュリ1464号116頁（2014年）。

保険金受取人の法定代理人等による被保険者故殺における保険者免責

金を受け取るべき者の故意と規定していた。Aは、旅行中、ビーチで溺死した。X₁（原告・控訴人）・X₂（同）はAの両親であり、死亡保険金受取人は法定相続人である。

ところで、X₁の銀行口座の通帳やカードは、娘Bが管理、使用しており、Aの葬儀費用の支払や他の保険契約に基づく保険金請求手続等もBが行った。また、Cは、本件事故前、X₁所有の土地を無償で譲り受け、建物を建築し、Bと居住していた。X₁がBに対して求められるまま金員を与えていたこともあって、Cは、本件事故の直前、資金をX₁からBを介して借り入れ、中古車販売業を開業したが、本件旅行当時、経営難にあり、本件事故後もBを介してX₁から約1,000万円を借り入れている。Cは、本件旅行前にも多数の保険事故（自動車事故）を起こし、うち1件は、偽装の疑いがあるとして保険金が支払われていない。さらに、本件旅行後も、保険金詐欺（自動車同士の偽装事故による車両保険金請求詐欺）、有印公文書変造等、不正競争防止法違反等、業務妨害等で起訴され、懲役3年、執行猶予5年の判決を受けている。また、C・Dは家族ぐるみの付き合いをしていたが、Dはガソリンスタンドの経営に行き詰まり、傷害や器物損壊事件を引き起こし、本件事故前に、懲役2年、執行猶予4年の判決を受けている。

Xらは、Aの死亡によって、Cを使者として、Yに対して保険金の支払を請求したが、Yは免責条項に該当するとして拒否したことから、Xらは本件訴訟を提起した。なお、本件事故の発生により、Aが別に締結していた生命保険契約および本件旅行を主催した旅行代理店と提携した保険会社から、死亡保険金5,530万円が口座振込の形でXらに支払われた。Bが同口座の通帳およびカードを管理しており、1年に満たない期間内に4,640万円が預金者側に払い戻され、うち1,000万円はCに貸し付けられていた。

<判旨>棄却（控訴）。

①Aの死因には不審な点があり、C・DのA死亡に至るまでの説明に

著しく不合理な点があること、②C・Dが経済的に困窮していたこと、③XらとCが経済的利害を共通にすること、④保険契約締結の経緯等が不自然であること、⑤C・Dに親密な関係があること、⑥B・C・Dが他の件で保険金請求等を行っていることの事情を認定すると、C・Dが、「Bを通じて本件保険金をXらから支出させることを企図して、これにより利益を得る目的でAに本件保険契約を締結させ、Aの殺人を目論み、Aは、両名の故意により」「溺れさせられ、本件保険事故が発生したものと推認できる」。

本件免責条項は、「公益や信義誠実の原則という本件免責条項の趣旨に照らして、第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価することができる場合をも含むと解」される（最高裁平成14年10月3日判決）。「第三者の故意により被保険者が死亡したときには、当該第三者と保険契約者又は保険金受取人との経済的利害の共通性ないし当該第三者が保険金を管理又は処分する権限の有無、行為の動機等の諸事情を総合して、当該第三者が保険金の受領による利益を直接享受し得る立場にあるなど、本件免責条項の趣旨に照らして、当該第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価」できる場合には、本件免責条項に該当する。

Dが「保険料のすべてを支払っていること、D及びC両名が、Xらの子であるBを通じて本件保険金をXらから支出させることを企図して、これにより利益を得る目的でAに本件保険契約を締結させ、Aの殺人を目論んだこと、Cは、本件保険契約前から、Bを通じて、X₁から事業資金等の援助を受けていたことからすると、D及びCは、本件保険事故が発生した保険金の受領による利益を直接享受し得る立場にあったと」いえ、「公益や信義誠実の原則という本件免責条項の趣旨に照らして、D及びCが個人的動機によって故意にAを死亡させた行為をもってXらの行為と同一のものと評価することができる場合に当た」り、Yは免責

保険金受取人の法定代理人等による被保険者故殺における保険者免責条項により保険金の支払を免れる。

【10】名古屋高判平成24年3月23日⁽¹⁸⁾（親権者等の故殺への関与）（【9】の控訴審判決）

＜判旨＞一部取消，一部認容，一部棄却。

「本件免責条項は，保険契約者又は保険金受取人そのものが故意により保険事故を招致した場合のみならず，公益や信義誠実の原則という本件免責条項の趣旨に照らして，第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価」できる場合をも含む（最高裁平成14年10月3日判決）。

しかし，本件は「保険契約者及び死亡保険金受取人がいずれも自然人である事案であって，観念的存在にすぎず，現実には事故招致をなし得るものではない法人が保険契約者兼保険金受取人であった上記最高裁判決の事案とは異なる」。

保険契約者または保険金受取人が「自然人である場合は，第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価するためには，当該保険契約者又は保険金受取人が，当該第三者と共謀し，あるいは，当該第三者を教唆ないし幫助したことにより，当該第三者が当該保険事故を招致したなど，当該保険契約者又は保険金受取人が，遅くとも当該保険事故の時点までに，当該保険事故を招致することにつき，当該第三者と意を通じていた事実が存在することが必要」である。

「当該第三者が誰であるか，どのような方法ないし態様で当該保険事故を招致したのか，当該第三者と当該保険契約者又は保険金受取人が，いつ，どのようにして意を通じていたのかなど，具体的な事実関係の詳細が立証される必要があると」いえないとしても，「当該保険契約者又は保険金受取人の意思に基づいて，当該保険事故が招致されたものと推

(18) LEX/DB インターネット TKC 法律情報データベース。判批，林賢一・法律のひろば66巻10号64頁（2013年）。

認することが合理的であると認められる程度の立証」を要する。

本件では「保険契約者は、形式的にも、実質的にも、Aであって」、
「死亡保険金受取人がAの法定相続人、すなわち、Xらであることも」
明確である。

「本件特約条項や本件約款の条項を検討しても、Yの主張に係る『実質保険金受取人』について定めた規定は見当たらないが、この点も併せて検討する。

「Yが、①C、B及びDが、本件以外の件で、偽装ないしその疑いのあるものを含む多数の保険金請求に関与していることを踏まえ、②Aの死因には不審な点がある、③C及びDのA死亡に至るまでの説明に不合理な点がある、④C及びDが経済的に困窮していた、⑤本件保険契約締結の経緯に不自然な点がある、⑥CとDは親密な関係を有する、⑦CがBを通じ、Xらから多額の金員の提供を受けることのできる地位にあったなどとして、C及びDが、Bを通じて本件保険金をXらから支出させることを企図して、これにより利益を得る目的でAに本件保険契約を締結させ、Aを殺害することを目論み、Aは両名の故意により、何らかの方法で溺れさせられ、本件保険事故が発生したという可能性がある旨」のYの主張には相応の理由がある。

しかし、「C及びDが本件保険事故を招致したものであったとしても」「AがC及びDと意思を通じていたことを示唆するものではなく」、本件保険事故が保険契約者「Aの意思に基づいて招致されたと認めることは困難であり」、「本件保険事故が死亡保険金受取人であるXらの意思に基づいて招致されたと認めるには足りない。」

「Xらが死亡保険金を受領することになった場合は、これをC及びDが取得することができることが確実になっていたと認めるには足りない（すなわち、死亡保険金請求権を譲渡する合意があったとか、その他CやDが受領権限や取得する権利を得ていたとの事実を認めるに足りる証拠がな）く、「Xらが死亡保険金を受領することになったとしても、こ

保険金受取人の法定代理人等による被保険者故殺における保険者免責

れをC及びDが取得することができるか否かは、専らXらの任意の意思に係るものであったことを左右するような事実関係を認めるに足りる証拠はない。」「Xらが死亡保険金を受け取ることになった場合に、同保険金が同口座に入金されることが確実となっていたと認めるに足りる証拠はないから、仮に、同口座がCの管理・支配下にあったとしても、上記認定判断が左右されるものではない。)から、C及びDがYの主張に係る『実質保険金受取人』であるということもできない(仮に、本件保険事故後、XらがC及びDに協力する態度をとったことがあったとしても、そのことによって、Xらが死亡保険金受取人でなくなるものではなく、「事後的に、C及びDがYの主張に係る『実質保険金受取人』となつたとみることもできない。))」。

3. 保険金受取人の法定代理人等による被保険者の 故殺における保険者免責の可否

(1) 保険金受取人による被保険者故殺に関する規定

前掲判例の多くに関係している改正前商法680条1項2号は、保険金額を受け取るべき者が故意に被保険者を死にいたらしめたときは、保険者は保険金額を支払う責任を負わない、ただし、その者が保険金額の一部を受け取るべき場合においては、保険者はその残額を支払う責めを免かれない、と規定していた。51条3号は、生命保険について、保険金受取人が被保険者を故意に死亡させたときは、死亡保険契約の保険者は保険給付を行う責任を負わない、ただし、被保険者を故意に死亡させた保険金受取人以外の保険金受取人に対する責任については、この限りでない(51条柱書ただし書)、80条3号は、傷害疾病定額保険について、保険金受取人が故意または重大な過失により給付事由を発生させたときは、保険者は保険給付を行う責任を負わない、ただし、給付事由を発生させた保険金受取人以外の保険金受取人に対する責任についてはこの限りでない(80条柱書ただし書)、と規定する。⁽¹⁹⁾

これに対して、約款では、一般的に、生命保険契約においては、被保険者が保険契約者または死亡保険金受取人の故意により死亡した場合には、保険者は死亡保険金を支払わない旨が定められ、傷害保険契約においては、保険金を支払わない場合として、傷害が保険金を受け取るべき者の故意により生じた場合が定められている。

(2) 保険金受取人による被保険者故殺免責の趣旨

法律あるいは約款の規定において、保険金受取人が被保険者を故殺した場合に保険者が保険金の支払を免れる根拠は、一般的に、保険金受取人が自己の責めに帰すべき事由によって被保険者の死亡という保険事故を発生させておきながら保険金を取得できるのは、保険契約において要請される信義則に反しており、公益の観点からしても妥当ではないとされる。⁽²⁰⁾これに対して、故意による保険者免責の趣旨につき、反社会性を伴う場合と反社会性を伴わない場合に分けて検討する有力な見解があり、故殺などの反社会性を伴うものについては、公益性の観点から免責を認め、それ以外のものについては、保険契約者の故意による事故招致は信義則、保険金受取人の場合には受益者としての権利濫用から根拠づけるべきであるとする。⁽²¹⁾

ところで、保険契約者による被保険者故殺も免責事由とされており(51条2号・80条2号)、その趣旨として、一般的に、保険金受取人のそれと同じく、当該行為が信義則に反することおよび公益に基づくことがあげられているが⁽²²⁾、被保険者故意免責の趣旨について、当該行為者が保険契約者であるか保険金受取人であるかを分けて検討する必要はないであろうか。というのは、保険契約者は保険契約の当事者であり、保険給

(19) 以下、51条3号の規定を中心にして検討する。

(20) 山下友信『保険法』471頁(有斐閣・2005年)。

(21) 榊素寛「故殺・自殺・保険事故招致免責の法的根拠」黒沼悦郎＝藤田友敬編『企業法の理論(下巻)』309頁(商事法務・2007年)。

(22) 山下・前掲注(20)477頁。

保険金受取人の法定代理人等による被保険者故殺における保険者免責

付請求権者ではないのに対して、保険金受取人は契約当事者ではないが、保険給付請求権者だからである。前述の有力な見解は、そのようなことを考慮に入れて検討しているのではないかと考える。そうであるとする、保険金受取人の場合の趣旨として、まずは、保険金給付請求権者であるがゆえに、保険金支払に関して経済的な利害を有する者であることから、被保険者を故殺した保険金受取人に保険金を取得させることは公益に反するという理由が妥当しよう。このことは、保険金受取人による被保険者故殺行為は反社会性を持つという観点からしても妥当する。つぎに、保険金受取人は契約当事者でないことから、この者の被保険者故殺は信義則違反に該当するとはいえないという議論もあるかもしれないが、保険金給付請求権者であることから、契約上の権利を有するものであるゆえに、保険契約上の信義則に反するというべきであろう。

判例においても、前述のように、信義則に反し、公益の観点からしても妥当ではないということが免責の趣旨とされている。ただ、【1】最判昭和42年では、これら2点の他に、保険の特性である保険事故の偶然性の要求にも合わないところにあるとされる⁽²³⁾。しかし、保険事故の偶然性は保険契約成立時における将来に向かっての保険事故発生の不確実性を意味するものであり、具体的保険事故が故意によるものか否かとは無関係であるとの批判が一般であり⁽²⁴⁾、このことは、経済的な観点からみた保険の構造からして当然のことではないかと考える。【6】最判平成14年ではこの点は免責の根拠としてあげられておらず、これ以後の裁判例も【6】最判平成14年の立場をとっている。

その限りにおいて、保険金受取人による被保険者故殺免責の趣旨は、

(23) 【2】【5】も、本文中の2点の他に保険事故の偶然性の要求にも合わないとしている。【2】では、保険金受取人による被保険者故殺の場合にも保険者が保険金の支払義務を負うことは、信義則違反であるとともに、公序良俗違反であるとしているが、後者については公益に反するというところに置き換えられるのではなかろうか。

(24) 中西・前掲注(1) 258頁、山下・前掲注(20) 471頁注(59)。

当該行為が公益上好ましくないこと、および、信義誠実の原則に反することの2点があげられよう。

(3) 保険金受取人の法定代理人等による被保険者故殺において保険者免責とされる「保険金受取人」の範囲

(i) 判断基準

保険金受取人が被保険者以外の者である保険契約において、保険金受取人が被保険者を故殺した場合、保険者は免責されるが、これを定める51条（以下、80条の規定も含む。）3号あるいは約款規定を保険証券に保険金受取人と記載された者の故殺行為だけに適用されるとすることは適切ではないということは、学説判例において一致している。というのは、前述の判例に見られるように、故殺行為は保険金受取人だけでなく（【1】【7】）、保険金受取人に指定された法人の関係者（【2】【4】～【6】）あるいは保険金受取人の親族・法定代理人（【3】【8】～【10】）などが行ったとされており、これらの場合、関係者を保険金受取人に仕立てて保険金取得を目論んでいる可能性があることから、そして、公益や信義誠実の原則という免責条項の趣旨に照らして、保険金受取人として指定された者以外の者が実質的に保険金を取得する場合に、この者による被保険者故殺という保険事故の招致をもって保険金受取人の行為と同一のものと評価し、保険者免責とするとする必要があるからである。⁽²⁵⁾

本稿では、保険金受取人の法定代理人等による被保険者故殺において保険者免責とされる保険金受取人の範囲を検討するが、この点について判示している【3】【8】～【10】は下級審判決であり、最高裁の立場は明らかにされていない。ただ、【6】最判平成14年は、保険金受取人に指定された法人の関係者による被保険者故殺を扱っていることから、保険金受取人に指定された者以外の者による故殺行為という点においては本稿と対象が軌を一にするゆえに、本稿の目的と直ちに合致するもので

(25) 山下=永沢・前掲注(5)157頁(山下筆)。

保険金受取人の法定代理人等による被保険者故殺における保険者免責はないが、【6】最判平成14年が示している判断基準を参考にしたい。

【6】最判平成14年によれば、保険金受取人に指定された会社の取締役が被保険者を故殺したときには、免責条項の趣旨に照らして、取締役の故意による保険事故の招致をもって会社の行為と同一のものと評価できる場合には、保険者免責となるとしている。その場合の判断基準として、取締役が会社を実質的に支配し、もしくは事故後直ちに会社を実質的に支配し得る立場にあり、または取締役が保険金の受領による利益を直接享受し得る立場にあるなどが必要であるとしている。その前提となるべき総合的に考慮すべき諸事情として、①会社の規模や構成、②保険事故発生時における取締役の会社における地位や影響力、③取締役と会社との経済的利害の共通性ないし④取締役が保険金を管理または処分する⁽²⁶⁾権限の有無、⑤行為の動機等を示している。

これらの判断基準などを保険金受取人の法定代理人等による被保険者故殺の場合に投影してみると、まず、取締役が保険金の受領による利益を直接享受し得る立場にあるか否かということが重要であろう。⁽²⁷⁾すなわち、法定代理人等が被保険者を故殺したとき、法定代理人等の故意による保険事故の招致をもって保険金受取人の行為と同一のものと評価できるためには、法定代理人等が被保険者の死亡に起因して保険金を受領するという利益を直接享受できる立場にあるか否かということが判断基準となる（【6】最判平成14年に先立つ裁判例である【4】も同旨）。というのは、この場合に保険金を受領することは、法定代理人等は違法行為を行い、その結果、経済的な利益を享受することになることから、これはまさしく保険金受取人による被保険者故殺免責の趣旨である、公益上

(26) 考慮すべき諸事情について、【5】においては、取締役の会社における地位や影響力、被保険者を殺害するに至った動機あるいは経緯、殺害後の取締役の行動等を示しているが、【6】最判平成14年の示した諸事情は網羅的であるといえなくもない。

(27) 山下＝永沢・前掲注（5）157頁（山下筆）。

好ましくないことおよび信義誠実の原則に反することになるからである。

【6】最判平成14年の後の裁判例である【8】【9】もまたこの基準あるいはこの基準に近いものを示しているといえる。⁽²⁸⁾ つぎに、この基準より判断を下すにあたって考慮すべき諸事情としては、【6】最判平成14年が示したものを参考にとすると、①保険事故発生時における法定代理人等と被保険者あるいは保険金受取人との関係、②法定代理人等と保険金受取人との間の経済的利害の共通性、③法定代理人等が被保険者の死亡という保険事故の発生により取得した保険金を管理または処分する権限の有無、④法定代理人等の被保険者故殺という行為の動機等があげられるのではないかと考える。

以上のことから、これらの判断基準などにより、法定代理人等による被保険者故殺に関する前述の事案【3】【8】～【10】にあてはめることによって、法定代理人等が保険金の受領という利益を直接享受できる立場にあるというためには、具体的に何が必要とされるかを検討する。また、裁判例を見るに際し、その他の判断基準があれば、それも併せて検討したい。

(ii) 「保険金受取人」の範囲—考慮すべき諸事情の検討—

【3】では、被保険者Aの夫Y₁がY₂と共謀してAを殺害し、保険金を詐取する目的で、子Bを保険金受取人とする生命保険契約を締結させたこと、Bが事故当時2歳の年少で、Y₁の庇護を必要としていたことを考慮して、実質上の保険金受取人をY₁であると認定し、故殺免責を認めている。この場合、判断基準により判断を下すにあたって考慮すべき諸事情に照らして考えると、Y₁は被保険者Aの夫であるとともに、保険金受取人Bの父であり、Bが年少であることから、Y₁の庇護を必要とする関係にあるゆえに、Bとは経済的利害関係が共通するといえなくもなく、さらに、保険金を管理または処分できる地位にあるといえ、

(28) 【10】は、この基準による判断をするとともに、別の基準を示していると考ええる。

保険金受取人の法定代理人等による被保険者故殺における保険者免責

その限りにおいて、前述の①②③は充足していると考えられる。そして、裁判所の認定した事実によれば、Y₁は妻Aを殺害し、保険金を詐取する目的でAに生命保険契約を締結させたうえ、第三者にAの殺害を依頼し、その結果、Aが殺害されていることから、Y₁については、殺害行為に直接的に関与しているわけではないが、Aが殺害されるまでのその行為には違法性が認められよう。この場合、裁判所は、保険契約締結の目的を意識していると言えなくもないが、保険金受取人に指定されている者の背後にいる者（父）を保険金受取人と同等に扱っていることにおいて、保険契約締結の実態を考慮しているものと判断できる。また、裁判所は、考慮すべき4点の事情の他に、Y₁が実質上の保険金受取人に他ならないと認めていることは、4点に当てはまらない事情がある場合において当事者を確定することの判断基準になると考えられる。

【8】では、保険事故当時、保険金受取人4名の年齢がいずれも学齢に達している結果、保険金受取人であることについて識別能力があること、2人の子供は被保険者Aと日本で生活をしていることから、Aの殺害が疑われているBの行為と保険金受取人の行為とは同一に評価できないとしているとともに、契約締結時の状況は、BがAをして締結させたものではなく、Aが4人の子供のことを考えて締結したものであるとするなど、裁判所は、事故当時の家族の状況、生活の実態等に注目している。とはいうものの、Bと4人の子供とは経済的利害を共通するゆえに、Bは取得した保険金を、事実上、管理または処分する立場にあるのではないかとも考えられる。

【9】では、判断基準により判断を下すにあたって考慮すべき諸事情①から④を明示し、当該事案について、詳細に間接事実を積み上げ、保険金受取人の子Bの他に、Bの夫C、友人Dを保険金受領による利益を直接享受しうる立場にあり、CDの個人的動機によって被保険者Aを故殺したとして保険者免責を認定している。裁判所がCのように保険金受取人の親族でないDもCと同じように扱っているのは、Dが複数の保険

契約者のうちの一人として契約当事者であるということに依拠しているのではないかと考える。これに対して、【10】では、保険金受取人の意思に基づいて、保険事故が招致されたものと推認することが合理的であると認められる程度の立証が必要であるという立場に立って、【9】とは異なった判断が下されている。すなわち、【10】は、保険金受取人が、第三者と共謀し、あるいは、第三者を教唆ないし幫助したことにより、第三者が保険事故を招致したなど、保険金受取人が、保険事故の時点までに、事故招致することにつき、第三者と意を通じていた事実が存在することが必要であるとしている。

(iii) 他の判断基準

(a) はじめに

【10】では、保険会社が被保険者故殺免責に該当する者として実質保険金受取人について判示している。この点は、前述の判断基準あるいは考慮すべき諸事情として【6】最判平成14年や下級審の裁判例が示しているものとは異なる視点であり、傍論ではあるが、親権者等による被保険者故殺免責を検討する場合に注目すべきものであると考える。さらに、保険金受取人に指定されている者がダミーで実質的な保険金受取人は別人であるという、当事者確定問題として処理される事案もありうるという見解が有力に唱えられており、また、【9】【10】に関連して、保険金受取人が意思能力を有し、被保険者の殺害に関与しない事案においても、事実上、保険金を受領できる地位にあった者の殺害であったことをもって、保険金受取人による故殺として免責を導きうるのではないかとする見解がある⁽³⁰⁾。これらのことからして、【10】が示している実質保険金受取人について検討する。

さらに、【6】最判平成14年の判断基準に従って51条3号が適用されるためには、保険金受取人の関係者によって被保険者が殺害されたこと

(29) 山下=永沢・前掲注(5)157頁(山下筆)。

(30) 遠山・前掲注(17)119頁。

保険金受取人の法定代理人等による被保険者故殺における保険者免責

が要件とされることから、被保険者が殺害されたものの、保険金受取人による故殺の認定が難しい場合には、同号が適用されず、その結果、保険金が支払われる可能性がある。しかし、たとえ当該関係者が被保険者を殺害したことが明らかにできない場合であっても、同号の趣旨に照らし合わせると、この者が被保険者の殺害に関与していると判断される場合には、保険金受取人を介して死亡保険金を受領することは認められるべきではないと考える。そこで、保険金受取人の関係者による被保険者故殺の認定が難しく、その結果、51条3号を適用できない場合、57条3号（以下、86条3号の規定も含む。）の定める重大事由解除の規定を適用する可能性について検討する。

（b）当事者の確定—実質保険金受取人—

【10】によれば、保険会社が、BCDが本件以外で偽装等のある多数の保険金請求に関与していることを踏まえ、①被保険者の死因には不審な点がある、②CDの被保険者死亡までの説明に不合理な点がある、③CDが経済的に困窮していた、④保険契約締結の経緯に不自然な点がある、⑤CDは親密な関係を有する、⑥Cが妻Bを通じ、Bの親Xらから多額の金員の提供を受け取る地位にあったなどとして、CDが、Bを通じて保険金をXらから支出させることを企図して、利益を得る目的でAに契約を締結させ、Aを殺害することを目論み、Aは両名の故意により溺れさせられ、保険事故が発生したという可能性がある旨の主張については理由があるとしている。しかし、第三者の故意による事故招致をもって保険金受取人の行為と同一のものと評価するためには、保険金受取人の意思に基づいて保険事故が招致されたものと推認することが合理的と認められる程度の立証が必要があるが、本件ではこれらの点が立証されていないとして、保険者免責を認めていない。

保険金受取人の親権者等による被保険者故殺に関して、【9】【10】をみる限り、保険金受取人による故殺免責を定めた51条3号の趣旨である、故殺行為が公益上好ましくないこと、信義誠実の原則に反するというこ

とを考慮すれば、たとえ保険金受取人が故殺行為に関与していない場合であっても、事実上保険金を受領できる地位にあった者が故殺に関与したことが認定された場合には、保険者免責になりうるのではないかと考える。ここで検討すべきは、Aと旅行に同行したCDが事実上保険金を受領できる地位にあった者であるか否かということである。【9】【10】によれば、保険金受取人Xらの預金口座の通帳・カードは娘Bが管理していること、BはCの妻であること、さらに、本件事故の発生により、Aが別に締結していた生命保険契約等に基づき、Aの死亡保険金5,530万円がXらの口座に振り込まれ、1年に満たない期間内に4,640万円が預金者側に払い戻され、うち1,000万円はCに貸し付けられていた。【9】では、これらの事実を含め、間接事実を積み上げて保険者免責を認めている。これに対して、【10】では、①死亡保険金請求権を譲渡する合意があった、②CDが保険金を受領する権限や取得する権利を得ていた、③保険金がXらの口座に入金されることが確実となっていたと認められる証拠が必要であるとする。【9】【10】を見ると、【10】にいう①②については必ずしも明確ではないが、生命保険の実務上、多額の保険金は保険金受取人の指定した金融機関の口座に振り込まれることが一般的であると理解されることから、③の立証は難しいものではないかと考える。以上のことから、本件における一連の状況からして、死亡保険金が娘Bが管理しているXらの口座に振り込まれ、その後、BあるいはCらにより引き出され、Cに貸付け等の方法によりCあるいはDの手元に渡ったのではないかと推察され、その結果、CDは本件保険契約において、事実上保険金を受領できる地位にあった者と判断できるのではなかろうか。このことは、少なくとも、保険金受取人Xらのいわゆる義理の息子Cについては妥当するといえる。

これらのことから、実質保険金受取人であるためには、保険契約の締結経緯が不自然であることなどの保険契約締結に関する状況、経済的に困窮していること、あるいは、日常において保険金受取人と関係がある

保険金受取人の法定代理人等による被保険者故殺における保険者免責
ことなどの状況等を踏まえて判断することが必要であると考え。

(c) 重大事由解除に関する規定

【8】の原審判決によれば、保険金受取人の親権者B（保険契約者兼被保険者Aの元妻）がAの殺害行為に関与していた事情が窺えるが、客観的な裏付けがないことから、Bについて殺害行為に関わった事案ではないと判断して保険金の支払を認め、【3】あるいはそれが推認されるとする【9】とは異なる結論に至っている。51条3号において保険者免責がなされるためには、前述のように、被保険者の故殺という事実があり、その上で、法定代理人等が免責事由にいう保険金受取人に該当するか否かを判断することになる。その結果、当該者が故殺に関与した可能性が窺えるが、客観的な裏付けがない場合には、判断基準に関する事項を検討して保険者免責とすることは難しいこともあろうか。すなわち、被保険者故殺という事実が認定されなければ、51条3号は適用されない。というのは、当該規定には「保険金受取人が被保険者を故意に死亡させたとき」と明示されていることが重要な意味を持つと考えられるからである。そこで、別の視点として、保険金受取人の法定代理人等による被保険者故殺の疑いが強い場合、重大事由解除について定める57条3号（以下、86条3号を含む。）を適用し、当該保険契約の解除により保険金の支払を認めないということができないであろうか。すなわち、57条1号は、被保険者が故殺された場合であっても適用されることから、57条3号も被保険者が死亡した場合も適用される。【8】および【9】【10】のように、被保険者が保険金受取人の法定代理人等により故殺されたことが明確でない場合であっても、57条3号は、被保険者の死亡という事実があり、保険金受取人の法定代理人等が被保険者を故殺したことについてきわめて強い疑いがあれば適用できるのではなかろうか。

57条は、保険者が生命保険契約（86条では傷害疾病定額保険契約）を解除することができる場合として、死亡保険契約の保険契約者または保

險金受取人が、保険者に保険給付を行わせることを目的として故意に被
 保険者を死亡させ、または死亡させようとしたこと（1号）、保険金受
 取人が、生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、ま
 たは行おうとしたこと（2号）、前2号のほか、保険者の保険契約者、
 被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、生命保険契約の存
 続を困難とする重大な事由があること（3号）を示している⁽³¹⁾。この規定
 が保険法に定められた趣旨は、保険契約は、当事者間の信頼関係が契約
 の前提として強く求められる契約類型であり、保険契約者等の側で、モ
 ラルリスク事案のように信頼関係を破壊するような行為が行われた場合
 には、当該信頼関係を維持することができないものとして、保険者に解
 除による契約関係からの解放を認める必要があるからであるとされ⁽³²⁾、信
 頼関係破壊法理を基礎として⁽³³⁾いると考えられる。

このうち、包括条項とされる57条3号は、保険者において解除権の濫
 用の恐れがあるなどの理由により、総合的な監督指針において、解除権
 が濫用されることのないよう、保険契約者等の故意による保険給付事由
 の発生および保険金受取人等の保険給付請求の詐欺以外の事項を定めよ
 うとする場合には、当該内容に比肩するような重大な事由であることが
 明確にされている必要があると示されている⁽³⁴⁾。包括条項の適用事例の典

(31) 山下・前掲注(20) 641頁、榊素寛「第21章 保険法における重大事
 由解除」竹瀆修＝木下孝治＝新井修司編『保険法改正の論点（中西正明先
 生喜寿記念論文集）』357頁（法律文化社・2009年）、田口城「8重大事由
 による解除」甘利公人＝山本哲生編『保険法の論点と展望』148頁（商事
 法務・2009年）、山下友信＝米山高生編『保険法解説』563頁（有斐閣・
 2010年）（甘利公人筆）、山下＝永沢・前掲注（5）201頁（山下典孝筆）
 等を参照。

(32) 萩本修編著『一問一答 保険法』97頁～98頁（商事法務・2009年）。

(33) 榊・前掲注(31) 367頁、田口・前掲注(31) 161頁注(49)、山下＝
 米山・前掲注(31) 564頁（甘利筆）、山下＝永沢・前掲注（5）203頁
 （山下筆）。

(34) 山下＝永沢・前掲注（5）211頁～212頁（山下筆）。

保険金受取人の法定代理人等による被保険者故殺における保険者免責

型として、保険契約の著しい重複加入、特約給付金の重大事由解除などがあるが、個別事情を考慮して、契約存続を困難とするレベルの信頼破壊行為の有無により実質的に判断すべきであるとされる⁽³⁵⁾。この他に保険契約の継続を期待しえない事由として、契約締結後の覚せい剤の常習、詐欺とはいえないが、モラルリスクが疑われる不自然な入院の繰り返し、入院の事実を告知せず、契約後も入院を繰り返し、不正に入院給付金を受領しようとしたことなどがあげられる⁽³⁶⁾。

これらを踏まえて、保険金受取人の法定代理人等による被保険者故殺の疑いがある場合、57条3号の適用可能性について考える。まず、本規定は信頼関係破壊法理を基礎としているとされるが、保険金受取人による被保険者故殺免責を定める51条3号に関する趣旨に示したように、当該行為が公益上好ましくないこと、信義誠実の原則に反することに該当するものであり、このことは故殺の疑いがある場合にも同様であると考えられることから、当該保険契約の関係者として、保険者にとって当該契約の存続を困難とするレベルにおいて信頼関係を破壊するものであると解される。また、監督指針において、保険契約者等の故意による保険給付事由の発生に比肩するような重大な事由であることが必要としていることについては、法定代理人等による故殺の疑いはこれらに比肩されうる事由であると考えられる。さらに、保険契約の継続を期待しえない事由として具体的に示されているものと比較すると、法定代理人等による故殺の疑いはこれらの事由よりも保険者との信頼関係をより強く破壊するものであるといえよう。また、57条1号の規定は、死亡保険契約の被保険者が死亡した後であっても適用されることから、57条3号もまた同様であろう。これらのことから、法定代理人等による被保険者故殺の疑い

(35) 田口・前掲注 (31) 167頁。

(36) 山下＝米山・前掲注 (31) 576頁～578頁（甘利筆）、田口・前掲注 (31) 170頁。具体的な事案については、田口・前掲注 (31) 173頁、山下＝永沢・前掲注 (5) 213頁～214頁（山下筆）を参照。

がある場合には、保険者は57条3号により当該契約を解除できるのではないかと考える。なお、57条1号では保険金の不正取得目的を必要とすると明示されているが、57条3号においては明示されていないことから、不要ではないかと考える。⁽³⁷⁾

ところで、重大事由解除に関する規定をめぐり、実質保険金受取人による被保険者故殺に関する裁判例において、法人契約における保険契約者兼保険金受取人について、関係者の故殺を会社の行為と認めず、重大事由解除を否定するものがある⁽³⁸⁾が、その一方で、事実上の保険金受取人による故殺として重大事由解除を肯定する地裁判決およびその控訴審である高裁判決がある。

【11】函館地判平成13年11月22日⁽³⁹⁾

<事実の概要>

X（原告・控訴人）は、Aと平成元年7月8日に婚姻し、3人の子供をもうけた。Aは、Y生命保険会社（被告・被控訴人）との間で、平成10年6月1日、同日を給付責任開始日とし、被保険者をA、死亡保険金受取人をXとする生命保険契約を締結した。Aは、平成10年11月15日、Bらによって殺害されたため、Xは、Yに対し、平成12年2月25日、支払請求書を送付する方法によって死亡保険金の支払請求をしたところ、Yがこれに応じなかったため、弁護士費用を加え（控訴審における請求の拡張）、遅延損害金の支払を求めた。

<判旨>棄却。

「本件は、契約当初から死亡保険事故を招来して同契約に基づく死亡保険金を取得しようと企図したBが、その意図を秘して、Yとの間でA

(37) 山下=米山・前掲注(31)577頁(甘利筆)。山下=永沢・前掲注(5)212頁(山下筆)を参照。

(38) 大津地判平成9年3月26日生保判例集9巻186頁。

(39) 生保判例集13巻836頁。判批、竹瀆修・事例研レポ195号14頁(2005年) (控訴審・札幌高判平成15年1月28日〔判例集等未搭載〕も併せて検討している)。

保険金受取人の法定代理人等による被保険者故殺における保険者免責

に本件保険契約を締結させ、「保険事故を発生させた後に、その名義上の保険金受取人であるXがYに対し、死亡保険金の支払を請求した事案である。生命保険契約は、保険契約者、被保険者の善意性を前提に成立し、その継続には信頼関係が必要とされる契約であり、ひとたび成立した契約であっても、その継続の過程で保険契約者、被保険者ないし保険金受取人に保険契約を継続することが期待できない信頼関係違背の事由が生じたときには、保険者が当該契約を解除できるとする必要がある、その趣旨から普通約款22条の『重大事由による解除』が定められている」。

してみれば、「Aの死亡という保険事故が本件保険契約の実質上の保険金受取人であるBにより招来された本件において、たとえ保険金支払請求がBでなく、名義上の保険金受取人であるXによりなされているからといって、その請求を認容することは明らかに普通約款22条の趣旨に反する」。

【12】札幌高判平成15年1月28日

<判旨>棄却。

「本件保険契約は、Bが多額の債権を有するAに生命保険を掛けて殺害し、保険金受取人としたXを介してその保険金を入手しようと企画して、Aに強く加入を勧めた結果、Aがこれを断り切れずに締結するに至った、全体としてBの上記不法な意図に基づき締結されるに至った公序良俗に違反する契約であると認めるのが相当である。

そのことは、本件保険契約が、発端において、Aに対する債権者ではあるものの、保険契約自体については第三者というべきBの発意によるものであり、かつその締結は多額の債務を負担しているAがBの意に反し難いような状況下でなされたものであること、また本件保険契約の内容はもっぱらBが決定したものであり、「AあるいはXにおいて保険料さえ支払った形跡が見られないこと等の事実によって裏付けられるものというべきである。」

「本件保険契約の締結自体にAの意思が介在していたことは上記認定

のとおりであるが、本件事案の性質に鑑みれば、そのことによって本件保険契約全体の違法性が阻却されるものではなく、Xが本件保険金の受取人となっているのは「Bの意思に基づくものであり、そこにXの意向はなんら反映されていなかったのであるから、そのことによって本件契約の違法性が阻却されるものでもない」。

【11】【12】によると、第三者が保険金取得を意図していたこと、第三者が保険契約締結を発意し、殺害された保険契約者兼被保険者に契約締結を強要したこと、保険契約者兼被保険者および保険金受取人が保険料を支払った形跡がないことなどの事実から、当該第三者を実質上の保険金受取人と認定し、保険者の保険契約上の信頼関係が破壊されたとして、契約解除を認めている。このような理解は、保険金受取人の法定代理人等による被保険者故殺に関する判断基準および実質保険金受取人に関する理解と共通するものであり、実質保険金受取人とされる場合には、51条が適用されない場合、この者による被保険者故殺が未遂の場合であっても、57条が適用される可能性があるのではないかと考える。⁽⁴⁰⁾

なお、【11】【12】は57条1号に該当する事案であるが、57条3号の保険金受取人は57条1号のそれと同じでなければならないであろう。というのは、57条1号の適用が難しい場合であっても、57条3号を適用する可能性を担保する必要があるからである。それゆえに、51条3号の保険金受取人と57条3号のそれとは同じであると解される。というのは、そもそも、57条1号は保険者に保険給付を行わせることを目的として被保険者を故殺した場合の解除であるのに対して、51条3号はその制約はないが、2つの規定はともに保険金受取人による被保険者故殺を対象としていることから、57条1号の保険金受取人と51条3号のそれとは同じであると解され、それゆえに、57条1号と57条3号は同じ条文の規定の中では同じ意味で解釈する必要があると考えるからである。

(40) 被保険者故殺免責と保険金詐取目的の事故招致による重大事由解除との関係について、山下=永沢・前掲注(5)205頁(山下筆)を参照。

保険金受取人の法定代理人等による被保険者故殺における保険者免責

以上のことから、実質保険金受取人による被保険者故殺の認定が難しい場合であっても、当該殺害行為は保険者の保険契約上の信頼関係を著しく破壊する行為として、57条3号が適用される可能性はあると解する。

(4) 「保険金額ヲ受取ルヘキ者」と「保険金受取人」との関係

改正前商法680条1項2号は、「保険金額ヲ受取ルヘキ者」による被保険者故殺を免責事由とし、「保険金額ヲ受取ルヘキ者」には、保険金受取人に限らず、保険金請求権の譲受人や質権者なども含まれると解されてきた⁽⁴¹⁾。これに対して、保険法では、保険金受取人の定義規定を設け、「保険給付を受ける者として生命保険契約又は傷害疾病定額保険契約で定めるものをいう」と定めており(2条5号)、その結果、文言上、保険金請求権の譲受人や質権者なども含まれることは難しいといえる。しかし、これらの者もまた、被保険者を故殺し、保険金を不当に取得する可能性を持っているといえることから、保険金受取人による被保険者故殺免責に関する51条3号や57条3号、あるいは約款規定の趣旨である公益および信義則の違反等を考慮すべきであることから、これらの者についても51条3号や57条3号の規定が類推適用されるべきであり⁽⁴²⁾、これらの者の関係者もまた同様であろう⁽⁴³⁾。

5. おわりにかえて

保険金受取人の法定代理人等による被保険者故殺について、法定代理

(41) 山下・前掲注(20)471頁注(58)。

(42) 山下=米山・前掲注(31)451頁(潘阿憲筆)、山下=永沢・前掲注(5)159頁(山下筆)。

(43) 大阪高判平成元年1月26日(高民集42巻1号9頁)において、免責規定にいう「保険金を受け取るべき者」とは、故殺中の段階においてその地位にあれば十分であり、必ずしもその者が被保険者の死亡後の段階における現実の受取人である必要はないと判示されている。これを保険金受取人の法定代理人等による被保険者故殺にあてはめると、法定代理人等が被保険者を故殺した際に自分も死亡した場合などが考えられよう。

人等の故意による事故招致をもって保険金受取人の行為と同一のものと評価できるためには、法定代理人等が被保険者の死亡に起因して保険金を受領するという利益を直接享受できる立場にあるか否かということが判断基準となる。というのは、この場合に保険金を受領することは、法定代理人等は違法行為を行い、経済的な利益を享受することになることから、これは保険金受取人による被保険者故殺免責の趣旨である、公益上好ましくないことおよび信義誠実の原則に反することになるからである。この判断基準より判断を下すにあたって考慮すべき諸事情として、①保険事故発生時における法定代理人等と被保険者あるいは保険金受取人との関係、②法定代理人等と保険金受取人との間の経済的利害の共通性、③法定代理人等が被保険者の死亡という保険事故の発生により取得した保険金を管理または処分する権限の有無、④法定代理人等の被保険者故殺という行為の動機等があげられる。

また、実質保険金受取人とみることができる者がいれば、保険者免責の可能性があると考える。実質保険金受取人であるためには、保険契約の締結経緯が不自然であることなどの保険契約締結に関する状況、経済的に困窮していること、あるいは、日常において保険金受取人と関係があることなどの状況等を踏まえて判断することが必要である。

さらに、保険金受取人の関係者による被保険者故殺の認定が難しく、その結果、51条3号あるいは80条3号を適用できない場合、57条3号あるいは86条3号の定める重大事由解除の規定を適用する可能性があると考えられる。

<追記>

拙稿を、吉田光碩先生、大塚明先生、鹿島久義先生、坂井希千与先生に捧げるとともに、先生方から頂戴した学恩に対し、心より御礼を申し上げる次第である。